



精神科看護管理ニュース

Vol. **93**

発行 日本精神科看護協会

2021/12/01

1 令和4年度診療報酬改定に向けて精神科救急入院医療の議論が行われました

令和3年11月19日、中央社会保険医療協議会総会（第498回）において、精神科救急医療に求められる役割に関する議論が行われました。精神科救急入院医療に係る課題としては、以下の内容に整理されています。

精神科救急入院医療に係る課題（小括）

- 精神科救急医療体制における入院医療では、措置入院や緊急措置入院への対応が可能で、原則、対応要請を断らないこと、身体合併症への対応が可能であることが求められている。こうした機能は、新型コロナウイルス感染症等への対策・対応の上でも重要性が増している。
- 精神科救急入院料の対象は、精神疾患による救急・急性期の患者であり、一部の疾患では重症者に限定されている。
- 精神科急性期入院医療においては、救急・急性期入院医療に係る特定入院料を届け出ている病床は約10%であり、精神科全体で新規に入院する者の半数以上は90日以内に退院している現状がある。
- 精神科救急入院を応需する医療機関においては、手厚い医療体制が必要である一方、精神科救急入院料・急性期治療病棟入院料算定病床数の上限は当該病院の精神病床数によって規定されており、その他の病床を多く有することが求められる構造となっている。

中央社会保険医療協議会総会で議論された詳しい議題内容と論点については、日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載している「中央社会保険医療協議会総会（第498回）議事次第」（中医協HPリンク）からご覧ください。

※ 精神科救急入院医療については、スライド98ページから掲載

2 SSTの日本語表記の改訂のお知らせ

SST普及協会では従来の「社会生活技能訓練」の用語を見直し、「社会生活スキルトレーニング」と改訂しました。SSTの従来の和語である「技能訓練」には、支援者がSSTに参加する当事者を訓練するという一方的で支援者が一段高い立場から当事者を支援するという響きを感じられるとの意見があるため、支援者・当事者が共同創造（co-production）により生活の質を上げる、社会参加を進める、生活上の問題を解決する、コミュニケーションの力を増すことを重視する観点から「社会生活スキルトレーニング」に改訂しています。

詳細については、日精看ホームページ「看護管理者の部屋」に掲載しています。

- 本ニュースは、配信を希望された日精看会員の方にメールかFAXでお送りしています
- 本ニュースのPDFは日精看ホームページ「看護管理者の部屋」でダウンロードできます
- 配信の中止、配信先の変更は、メールの場合は本文下部より、FAXの場合は日精看事務局までお知らせください
- 日精看事務局 〒108-0075 東京都港区港南2-12-33 品川キャナルビル7F tel 03-5796-7033 fax 03-5796-7034

1/1